

坪井委員長	(9 : 3 0) 皆さん、おはようございます。 ただいまの出席委員数は全員でございます。定足数に達しておりますので、これより木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を開会いたします。 本日の議題につきましては、お手元に配付しました次第のとおりであります。 なお、委員会条例第 1 3 条の規定によりまして、傍聴を希望する者がある場合は許可することといたします。 また、この会議の記録につきましては、委員会条例第 2 5 条の規定により、委員長が署名することになっておりますので、私のほうで後日、会議録を確認させていただきます。 したがいまして、発言の際は挙手を願いまして、委員長の指名後にご発言いただきますようお願いいたします。 それでは、議題に入ります。 議題の（１）議会運営申し送り事項等検討結果についてであります。 議会運営申し送り事項等検討結果につきましては、５月２８日開催の第１回臨時会終了後に、災害時対応要領や市町議会が貸与しているタブレットの利用に関する資料と併せて皆様に配付されております。 本日、配付のあったそれらの資料をお持ちでしょうか。よろしいですか。 それでは、本件につきまして、書記長に資料の説明を求めます。 書記長、どうぞ。
武田書記長	それでは、議会運営申し送り事項等検討結果のほうをご覧くださいますようお願いをいたします。 １ページをお願いいたします。 前文として、「議会運営申し送り事項等については、令和５年５月２３日から令和７年２月１２日まで、議会運営委員会等で１６回にわたり検討を重ねてきたので、結果を次のとおり取り纏める。なお、当該検討結果は、次期組合議会議員に示すものであり、継続した協議を強制するものではない」ことを決定していただいておりますので、当該検討結果の今後の取扱いにつきましては、皆様に協議の上、決定していただければというふうに考えているところでございます。 次に、実線で囲っております個々の項目についてであります。５ページまでは、個々の項目ごとに背景、配付資料、論点、合意に至った項目やその他の意見について抜粋したものを、６ページ以降は、それらの内容を時系列に記載をしております。 それでは、１ページのほうから説明をさせていただきますので、よろしくをお願いをいたします。 傍聴規則の見直し等につきまして、背景は、スマートフォンの普及

武田書記長
つづき

や障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供が義務化されたことなど、時代の変化にそぐわないものや多様性を阻害する項目などございました。

配付資料につきましては、記載のとおりでございます。

論点として、傍聴規則第3条第1項に規定する介助者の人数の取扱いについて、傍聴席に入ることのできない者の規定について、傍聴人の守るべき事項について、撮影や録音の禁止について、会議規則第103条、携帯品についてございました。

合意に至った項目は、介助者は傍聴人数に含めないことや傍聴人による撮影や録音の禁止規定の削除など、記載のとおりでございます。傍聴規則につきましては全部改正を、会議規則につきましては一部改正をしていただいております。

その他の意見として、「介助者の人数の取扱いについては、議長の権限に委ねるべき」や「撮影や録音は、恣意的な利用を防止する観点から禁止すべき」など、記載のとおりでありました。

次に、2ページをお願いいたします。

非常時における議会活動と多様性への対応につきまして、背景は、大規模な災害や地震発生時、感染症拡大時における議会活動や、多様な議員の参画でございました。

配付資料等につきましては、記載のとおりでございます。

論点は、大規模災害や感染症の拡大、介護などで議場に参集できない場合の備え、いわゆるオンライン会議の導入についてでございます。また、大規模災害時における議員の安否確認などについて、組合施設での議会開催が困難な場合の対応策について、自治法第179条専決の在り方についてございました。

合意に至った項目は、大規模災害時における議員の安否確認の方法や組合施設での議会開催が困難な場合の取扱いについてでありまして、その内容につきましては、災害時対応要領として取りまとめたので、後ほど説明をさせていただく予定としております。

次に、3ページをお願いいたします。

その他の意見といたしましては、記載のとおりでございます。オンライン会議の導入や地方自治法第179条専決について、幅広い視点からご意見がございました。

次に、特別委員会の活用案につきましては、背景は、議案に対する慎重審議を期するための特別委員会の設置でございました。

配付資料などは特にございませんでした。

論点は、特別委員会の設置や本会議における質疑の回数制限についてでございました。

合意に至った項目は、質疑をスムーズに、かつ深めるために、追加で資料の提出を求めることを決定されたところです。

その他の意見として、「議論を深めるためにも、特別委員会を設置するか、本会議質疑の回数制限を撤廃すべき」など、記載のとおりでございます。

武田書記長
つづき

次に、元伊藤議員の発言対応につきまして、背景は、つえの見直しに係る発言が障害者や高齢者排除につながるのではないかとの指摘を受けたものでございます。

配付資料などにつきましては、記載のとおりでございました。

論点は、障害者や高齢者排除につながる発言であったか、議会としての対応についてでございました。

合意に至った項目はございませんでしたが、その他の意見として、「公的な場所での差別発言であり、議会として何らかの態度表明をすべき」、「本人も、障がい者や高齢者排除を趣旨としたものではないと否定している」などが出されたところでございます。

4ページをお願いいたします。

議会のD Xにつきましては、背景は、議会内の効率化や情報共有の視点などからの議会D Xでございました。

配付資料などにつきましては、記載のとおりでございました。

論点は、市町議会が貸与しているタブレットを利用した議案書等の閲覧について、W i - F i 整備についてでございました。

合意に至った項目は、当組合議会の議案書などの閲覧に向けた取組を進めることと、タブレットの利用について市町議会に依頼することでありました。

その他の意見として、「D X化は否定しないが、W i - F i 整備等のコストも考慮すると、当面は現行のままで良い」、「組合議会議員以外にも情報を共有する観点から、タブレットに議案書等を掲載すべき」がございました。

なお、当該項目につきましては、組合構成市町議会からの回答がございましたので、組合議会からの依頼文と併せて、冒頭委員長からございましたとおり、皆様には事前配付させていただいております。

議選監査委員の要否・存在意義と議長空白期間の短縮につきまして、背景は、自治法改正も踏まえた議選監査委員の在り方と、現在の議長選出順序を変更することによる議長空白期間の短縮でございました。

配付資料等につきましては、記載のとおりでありました。

論点は、議選監査委員の廃止について、議会意見を踏まえた議選監査委員による監査について、代表監査委員の本会議への出席について、現在の議長選出順序を変更することについてでございました。

合意に至った項目は特にございませんでした。

その他の意見として、「住民視点での監査という視点でも、議選監査委員は必要」、「専門性の観点から、議選監査委員を廃止するか、議会意見について議選監査委員を通じて監査に反映させるかの選択」、「議長が欠けた場合は副議長が職務を代行することとなっていることから、現行どおりで良い」、「自治法は、議長が欠けた場合は速やかな選挙を求めていることから、空白期間を短縮すべき」がございました。

5ページをお願いいたします。

議会の広聴・広報機能の整備につきまして、背景は、広聴・広報機

武田書記長 つづき	能により、住民理解を深め提言を得るでございました。 配付資料につきましては、記載のとおりでございました。 論点は、広聴・広報機能の取扱いについてでございました。 合意に至った項目は特にございませんでした。 その他の意見として、「組合事務に限定して、適正処理の視点から取り組むべき」、「市民や住民団体との懇談会を開催してはどうか」、「議会の機能を充実させるためにも、更なる充実が必要」がございました。 6 ページ以降につきましては、冒頭に申し上げましたとおり、それら内容を時系列に記載したものでございますが、6 ページの上段は、前々回の議会運営委員会から申し送りのあった8項目を、中段は、前回の議会運営委員会で検討を始めた際に結論に至っていなかった3項目を、下段は、関連するものなどとして、前回の議会運営委員会が追加した項目を記載しております。 以上でございます。
坪井委員長	ただいま書記長から説明を受けました。 この検討結果を踏まえた協議を実施するか否かにつきましては、私たちに委ねられておりますが、広範囲にわたり議論がなされたものでありまして、それぞれの受け止め方も多岐にわたるものだと思います。 したがって、本日は、説明を受けた内容について疑問点等がございましたら確認していただき、この検討結果を基にさらなる議論を継続すべきと考えられる項目がございましたら、後日、正副議長も含めて、その項目を組合事務局に提出していただきまして、提出のあった項目を取りまとめた上で、次回の議会運営委員会におきまして、まずはそれら提出のあった項目を私たちが引き続き協議を実施するか否かについて協議し、その取扱いを決定してはどうかと考えるわけですが、ご意見等ございますでしょうか。 福井委員、どうぞ。
福井委員	今回というか、今、書記長のほうから全体説明いただいて、大変深く、また多岐にわたって検討されたなということで、大変敬意を表するわけですが、それを受けて今回のメンバーからの検討になるわけですが、私としては、まずは個別事項に入る前に、全体を通して感ずることなんですけれども、いわゆる全体を通して、我々がどういう基本的なスタンスでこの検討結果を見るかと、協議を深めるかという観点ですけれども、その観点について私の思うことなんですけれども、やはり2市町、いわゆる木津川市と精華町が現在議会において規定しているルールというんですか、条例、規則なりを、まずもってそれを準用するとか、その例によるとかという形で、その下でこの環境施設組合として何がなじむ、なじまない場合は何かという、ちょっとそういう

福井委員 つづき	整理をすべきかなと思っています。この内容を見ますと、その時々 の法令改正とか情勢を踏まえて指摘されているわけですが、やはり 各市町の議会のルールがあつてのことかと考えます。ただ、環境施 設組合の独自としての部分も施設面とかで出てくるかと思うんで、そ れはそれで取り上げてということになろうかと思うんで、言いたいのは、 共通部分は各市町のルールに照らして準用できないかということ を強調したいと思います。
坪井委員長	ほかにはございますか、ご意見。 はい、どうぞ。
草水委員	これ、ちなみに合意に至った項目というのは、もうこれで運用する という、単純な質問なんですけれども、これで運用されるということ でよろしいんでしょうかね。
坪井委員長	どうぞ。
武田書記長	現在、合意に至った項目というのは、例えば傍聴規則でしたら傍聴 規則の見直しという形でなっておりますので、現時点でおきますと、 見直しされたものをもって運用していくと。ですから、次回改正され ない、もし改正がない限りは、現在の見直した結果で運用をしていく という形になってこようかというふうに考えております。 以上です。
坪井委員長	はい、どうぞ。
草水委員	福井議員もおっしゃっていたんですけれども、基本的には精華町さ んと木津川市との共通するルールをやはり精査しながら独自でつくら ないと、この環境組合として沿ったルールが必要であれば設けないと いけないと思うんですけれども、ただ、一度精査されたほうがいいの かなと感じています。 なぜなら、この例えば2番の傍聴規則に関してで言うと、ちょっと 個人的というか委員として言うと、傍聴席でプラカードとかのぼりを 保持するとか、基本的に、木津川市で言うと撮影や録音の禁止規定が あったと思いますので、そう考えるとちょっと疑問に思うという点 で、質問になるのかどうか分かりませんが、ちょっと議会運 営、傍聴規則に関しては整合性が図られていないんじゃないかなと、 他市の市町の運用としても、この規定はちょっと疑問に思うというこ とをお伝えします。

草水委員 つづき	以上です。
坪井委員長	はい、どうぞ。
玉川副委員長	今出ている件に補足というか、追加ですけれども、プラカード等の保持ということですから、武田さんからのご案内で、合意に至った項目も含めて全体を見直して、今月末にどれを議論をするのかという理解をしておりますけれども、そういう理解は正しいですか。
武田書記長	基本的には、この項目の後で委員長からご提案をいただくという予定をしているんですけれども、今回、先ほど委員長からありましたように、かなり広範囲にわたって議論がなされたものでございますので、それぞれの受け取り方も多岐にわたるというふうに考えております。先ほどありましたように、そういったものも含めて事務局に提出をしていただいて、提出のいただいた項目について、例えばこれはまた新たに見直すべきでないかというものが出てきましたら、それを見直すかどうかというのも、また皆様で決定していただいた上で議論をしていくという形になってこようかと思えます。 先ほど福井委員、草水委員からも、市町の事例、決まっている項目も参考にしようというご指摘もございましたので、例えば傍聴規則を例に挙げますと、市町の傍聴規則が今現在どうなって、うちの傍聴規則がどうなっているんだといったものを示させていただいた上で、それを見直すということになれば、市町の傍聴規則と組合の傍聴規則がどういう立てつけになっているんだというのを示した上でまた議論をしていただく、必要があれば、皆様が改正すべきという話になりましたら、傍聴規則のほうをまた再度全部改正するという形になってこようかというふうに考えております。 以上でございます。
坪井委員長	ほかにはご意見ございますか。ないですか。 ほかにはないようでしたら、継続した協議の実施に関しましては、整理内容のとおりとしたいと思います。 その上で、書記長から説明のありました議会運営申し送り事項等検討結果について、疑問点等ありましたら、この際確認しておきたい項目はございますか。 はい、どうぞ。
福井委員	今おっしゃったのは、結局個別項目に入っていくわけですね。例えば、②傍聴規則の見直しの内容についてというふうな、そういう個別

福井委員 つづき	でこれから詰めていくんでしょうか。
坪井委員長	はい、どうぞ、書記長。
武田書記長	今現在、私どもで想定しておりますのは、見直しが必要やという項目を各委員に出していただいて、その項目について個別に協議をしていただくという形で、見直すか見直さないかも含めて決定をしていただければというふうに考えているところでございます。 以上でございます。
坪井委員長	よろしいでしょうか。 ほかにないようでしたら、本件につきましては、先ほど整理した内容にて進めることといたしたいと思います。 なお、さらなる議論を継続したいという項目を事務局に提出していただく方法等については、議題の（４）その他におきまして、書記長に説明を求めるということにしたいと思います。 次に、議題移りまして（２）の災害時対応要領につきまして、書記長から説明を求めたいと思います。 書記長、どうぞ。
武田書記長	それでは、事前に配付いたしました木津川市精華町環境施設組合議会災害時対応要領をご覧くださいませようお願いいたします。 皆様、お持ちでしょうか。大丈夫ですかね、資料は。 この要領は、さきの議会運営申し送り事項等検討結果の説明の際にも申し上げましたが、非常時における議会活動について協議していただいた中で、合意に至った項目について、令和７年１月１４日開催の議会運営委員会において決定していただいたものでございまして、その取扱いにつきましては、議会運営申合せ事項同様、引き継いでいくものとされたものでございます。 前文につきましては、記載のとおりでございます。 第１条として、大規模災害時における職員の対応として、組合議会議員の安否及び居どころにつきましては、組合構成市町議会でも同様の確認がなされておりますので、それぞれの事務局から情報を入手し、議長に報告をすること、施設やアクセス道路の被災などで組合施設での議会開催が困難な場合には、組合構成市町議会での開催が可能であるかを市町議会に確認すること、市町議会とともに施設の利用が不可能な場合には、近隣の公共施設などの利用を検討することとしております。 また、附則として、当要領施行後も、感染症発生時や多様な議員の

武田書記長 つづき	参画による議会活動を妨げないルールを確立するため、不断の見直しに取り組み、検証を実施する旨を定められております。 以上でございます。
坪井委員長	今の書記長からの説明等につきまして、ご意見等ございますでしょうか。 はい、どうぞ。
長岡委員	すみません、今回これを初めて見させてもらったんですけども、これは、今後も決定事項としてこれを引き継いでいくわけですか。そういうまず疑問点をお伺いします。
坪井委員長	書記長、どうぞ。
武田書記長	前回の議会運営委員会で決定をいただき、引き継いでいくものとされたものでございますので、引き継いでいくものというふうに認識をしております。 以上でございます。
坪井委員長	はい、どうぞ、長岡委員。
長岡委員	前回の議会運営委員会でどういう議論をされたかというのは、議事録はあるんでしょうかね。
坪井委員長	書記長、どうぞ。
武田書記長	議会運営委員会の議事録としてホームページ等で掲載をしております。 以上でございます。
坪井委員長	はい、どうぞ。
長岡委員	すみません、その部分見ていないんで、また見せてもらうんですけども、これ、能登半島のような災害が起きた、地震が起きたときの対応がこれですか、議会としての。これで決定されたんですか、本当

長岡委員 つづき	に。
坪井委員長	書記長、どうぞ。
武田書記長	議会運営委員会において決定をされたものでございます。 以上でございます。
長岡委員	市民が、災害が起きて、建物の下敷きになって救出活動をされているときに議会開くんですか。まずそれを、前回の内容はそういう話だったんですか。
坪井委員長	書記長、どうぞ。
武田書記長	具体的にどういう状況でということで話をされたものではなかったかというふうには認識しております。いわゆる大規模災害が発生した場合に、当時議論として出ておりましたのは、例えば補正予算が必要な場合が急遽出てくると、その場合において179条専決というのもございますが、いわゆる議会として、そのような場合であっても開催すべきではないかというような話も一方でございましたので、そういったものも含めてこのような形のものが出来上がったというふうに考えております。 例えば、能登の地震なんかもございましたが、発災直後に、じゃ、議会を開けるのかといいましたら、かなり困難な状況もあろうかと思えますけれども、いわゆるその議会の開催が可能な場合については、このような形で開催をしていくというふうに議論をしていただいたものというふうに認識しております。 以上でございます。
坪井委員長	どうぞ。
長岡委員	私的な意見なんですけれども、大災害が起きたときに当組合で予想されるのは、災害ごみが大量に出て、ここでどう始末してやっていく、やはり衛生面も考えて、緊急事態のときです。そんなときに補正予算をつくるのに議会を開くという、専決処分です十分だと思うんですけれども、そういう市民の安心・安全が第一だと考えると、こんな、そこまでは言いませんけれども、こんな時に議会を開くのはおかしいと思います。

坪井委員長	どうぞ、副委員長。
玉川副委員長	まさに議会を開いているような状況ではないと思うんですね。市民の安全が第一なので、それに向けてやらなきゃいけない。今回、これは決定事項ということでもありますけれども、さっきの合意に至った項目と同様、こういう内容も含めてやる、やらない、検討する、しないを議論したほうがいいと思うんです。それを僕は提案したいと思います。
坪井委員長	はい、どうぞ、長岡委員。
長岡委員	今、玉川議員がおっしゃったように、やっぱりこの内容を十分精査して、今後、我々の議会でも十分議論していくべきだと思います。
坪井委員長	福井委員、どうぞ。
福井委員	この件について、両町の実態を見ますと、いずれも木津川市、精華町として災害時対応要領というのがもう既に定められております。そのことで、これを見たとき、まさに冒頭説明あった資料の８ページの一番上、④のところに整理いただいている非常時における議会活動で論点整理を３点されています。私も、また今も出ていました意見も同じなんですけれども、まさにこのことじゃないかなということでは理解、この３項目、しています。したがって、私も今出ていました意見と同感であります。 まず地元のほうの対応、そこから来る一部事務組合の対応という流れに関連も出てくると思うんで、ここでのこういった位置づけというのは定めたらそれに従わなん部分もありますので、ちょっと危険ではないかなと、時期尚早というんか、まだそこまでの決定まで、位置づけは困難ではないかと考えます。
坪井委員長	今、いろんなご意見が出ていますので、そうした取扱いについて、先ほどの議会運営申し送り事項同様、後日、それら項目を組合事務局に提出していただきまして、その取扱いについて協議をしていきたいと考えております。そういうことで、ご意見よろしいでしょうか。 ないようでしたら、そうした整理内容のとおりでやっていきたいと思います。 次に、議題の（３）議員研修につきまして、書記長から説明を求めたいと思います。

坪井委員長 つづき	どうぞ。
武田書記長	次に、（３）議員研修についてであります。 まずは、令和６年度に実施をいたしました議員研修について説明をいたします。 令和５年１１月開催の議会運営委員会において、令和６年度に議員研修を実施するための予算措置を求めることを決定していただき、予算が措置されたことを受けまして、令和６年７月に当組合が焼却灰などの最終処分を委託している大阪湾広域臨海環境整備センター、いわゆる大阪湾フェニックス計画の堺基地、大阪建設事務所、大阪沖埋立処分場の見学を実施いたしました。 今年度におきましては、組合議会議員の改選もございますが、前回の議会運営委員会で協議をされた結果、実施の有無や研修先については次期組合議会議員に委ねるが、予算につきましては議長から管理者に計上することを依頼することと決定され、既に令和７年度予算に計上されております。 つきましては、実施の有無や研修先について協議していただきたいのですが、議員派遣につきましては、地方自治法第１００条第１３項並びに組合議会会議規則第１２８条の規定により、議決事項となっております。よって、研修の実施日は、臨時会の開催がない限り１１月定例会以降になるものと考えております。 また、研修先につきましては、組合規約第３条に規定する共同処理する事務の範囲内にて決定していただきたいと考えております。 以上でございます。
坪井委員長	今、書記長から報告があったわけですが、研修を実施するためには、１１月２５日の定例会までに少なくとも実施の有無については決定しておく必要があります。さらに、研修先につきましては、組合規約に規定する共同処理をする事務の範囲内であることが求められております。 そうした状況も踏まえまして、研修の目的と候補先について、ご意見等ございますでしょうか。
長岡委員	書記長にお願いしたいんですけども、研修できる範囲は限られていると思うんですよね。その範囲というのは、もし具体的に分かれれば教えていただきたいと思います。
坪井委員長	どうぞ、書記長。

武田書記長	先ほども申し上げましたように、組合規約の第3条におきまして、組合が共同処理する事務というのが定められております。第3条で申し上げますと、一般廃棄物処理施設の設置、管理及び運営に関する事務、いわゆるこの施設の設置、管理と運営に関する事務、それと、もう一点が一般廃棄物収集運搬業の許可に関する事務という形になってございます。 前回、大阪湾フェニックス計画のほうに研修に行ったんですけれども、その施設につきましては、ここの焼却灰の最終処分を受け入れていただいている、最終処分のうちの組合が委託をしている施設になりますので、そこを研修していただいたというところでございます。 したがいまして、いわゆる例えばそういう趣旨で申し上げますと、ここの施設があと委託しておりますのは、犬猫の処分を委託しておりますので、そういった施設であるとか、この施設の運営の関係という形になってようかというふうに考えております。 以上でございます。
坪井委員長	どうぞ、長岡委員。
長岡委員	私的な意見なんですけれども、今、書記長から聞いた範囲で聞きますと、そんなに大事な研修があるのかなと私は思っています。我々の行政に関して、木津川市での視察研修もいろいろ多岐にわたりますけれども、ここのごみの焼却の処理に対しての視察研修というのは、大事な税金を使って行かせてもらえるだけの目的や効果のあるような研修先があるのかなと私は思うんですけれども、一旦立ち止まって、もう一度考えたらどうでしょうかね。どうしても行かんなんものなんですかね。
坪井委員長	書記長。
武田書記長	先ほども申し上げましたが、前回の議会運営委員会におきましては、いわゆるその研修の実施をするか否かについては、今回選出される議員さんに委ねるということでございましたので、研修先とか目的以外にも、そもそもその研修を実施するか否かにつきましても皆様で協議、決定していただければというふうに考えているところでございます。 以上でございます。
坪井委員長	はい、どうぞ。

長岡委員	今の説明聞かせてもらったら、皆さん、今現状どうしてもここへ行って研修までして成果を出したいというところがあれば、私も聞かせてもらって賛成するところもあると思うんですけども、そういう部分が出た場合にまた検討したら、そんなんで、今回私は研修に行くのは、まず今は反対ですね。やめといたほうがいいと思います。 以上です。
坪井委員長	ほかにご意見ございますか。 はい、どうぞ。
玉川副委員長	研修行く、行かないは、今抱えている課題が何であって、その課題に対してこういう参考ケースがあるので、だからそこに行くんだよという、そういうつながりが全く見えない中で行くか行かないかと議論しても仕方ないんで、ぜひ行政側のほうで、今こういう課題があると、こういう参考事例があるのでここに行けばいいんじゃないかというような、要するに提言みたいなものをいただいた中で検討しないと、行く、行かないだけ議論しても仕方ないですから、そういう観点でちょっと検討するべきじゃないかという意見です。
坪井委員長	今ご意見ありましたように、行くか行かないか、それ以前に、どういう課題があるかということを事務局のほうからも提起してもらった上で、そういうことを基にして研修についても考えたいというふうなご意見が出ていますけれども、それでどうでしょうかね。
山下副議長	いいですか。
坪井委員長	どうぞ、山下副議長。
山下副議長	今提案あったとおりでいいと思うんですけども、事務局だけに課題を求めるんじゃなくて、我々も決算とか見ながら課題を見つけていかなければいけないと思うんです。前、私がここで委員やっておったときに、例えば同じ薬品でも入札価格が自治体によってかなり違ったりとか、我々はやっぱり市民、町民のために頑張っているわけなんで、少しでも経費が安くなって町民、市民の負担が軽くなるような、そんな課題もあると思うんで、ちょっと先ほど11月25日までに判断してほしいということでしたので、それまで我々もちょっと勉強しながらやっていければと思うんで、以上です。

坪井委員長	事務局任せにならず、私たち自身もその課題を明確にした上で研修も考えたかどうかというようなご意見ですね。大体そんなことでしょうか。 研修について課題を明確にするということで、事務局からも今の課題についての提言をいただき、また、私たち自身もこういう課題があるんじゃないかというようなことを出し合う中で、研修について考えていきたいということで、その期日までにそれぞれの議会で検討していただいて、事務局のほうに寄せていただけたらと思います。 そしたら、じゃ、次にまいります。 次の議題の（４）その他についてでございます。 議題の（１）の議会運営申し送り事項等検討結果と災害時対応要領につきましては、協議を要すると考えられる項目について、次の議会運営委員会までに、正副議長も含めて、組合の議会事務局まで提出していただくことを確認していただきましたので、その取扱いにつきまして書記長から説明のほうをお願いします。
武田書記長	それでは、議会運営申し送り事項等検討結果並びに災害時対応要領につきましては、協議を要すると考えられる項目などがございましたら、８月末日までに組合の議会事務局までメールまたは文書にて提出いただきますようお願いをするものでございます。 いただきました項目につきましては、事務局にて一覧表に整理をいたしまして、メールの登録のある委員など各位にはメールにて、登録のない委員などに関しましては文書にて事前に配付をさせていただきますので、よろしくをお願いをいたします。 以上でございます。
坪井委員長	そうということで、ただいまの提案について何かご意見ございますか。 ないようでしたら、本件につきましては整理内容のとおりとしたいと思います。 最後になりますが、次第の３、その他について、書記長から何かございますでしょうか。
武田書記長	それでは、その他、次の議会運営委員会につきまして説明をさせていただきます。 次の議会運営委員会につきましては、１０月の中旬から下旬の間で、市町議会事務局に公務の予定を確認した上で決定し、皆様にお知らせをいたしたいというふうに考えておりますが、公務以外の予定がございましたら、こちらのほうも８月末日までに私どものほうにご連

武田書記長 つづき	絡をいただきたいというふうに考えているところでございます。よろしくお願いいたします。
坪井委員長	次回の議会運営委員会の日程について、今、書記長から説明がありましたが、そういう説明のとおりですることでご異議ございませんでしょうか。 (異議なしの声) そうしましたら、次回の議会運営委員会につきましては、整理内容のとおりとしたいと思います。 ありがとうございました。 以上をもちまして、本日の議題は全て終了いたしました。 これをもちまして、木津川市精華町環境施設組合議会議会運営委員会を終了させていただきます。 (1 0 : 1 1)
	この議事録の記載は、適正と認めここに署名する <u>委員長</u>